

## (1) 共生社会とは

### (a) 「共生社会」を目指すこと

内閣府の政策 【政策一覧】 <<http://www.cao.go.jp/seisaku/seisaku.html>>

経済財政	地方分権改革・地方創生	規制改革	科学技術	知的財産・クールジャパン	
宇宙	防災	原子力防災	沖縄及び北方対策	<b>共生社会</b>	子ども・子育て支援
勲章・褒章	男女共同参画	政府広報	制度	その他	

さらに、この内閣府の施策紹介のページで、唯一、共生社会の項目は、目指すべき方向性の記述が以下のようにあります。

#### 共生社会

国民一人一人が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子供や若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが必要です。

このため、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）においては、社会や国民生活に関わる様々な課題について、目指すべきビジョン、目標、施策の方向性を、政府の基本方針（大綱や計画など）として定め、これを政府一体の取組として強力に推進しています。

年齢や障がいの有無等にかかわらず、安全で、安心して暮らせる社会



### 「共生社会」

### (b) 「共生社会」を明記している法律

#### 障害者基本法 第1条（目的）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現するため（一部抜粋）

#### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第1条（目的）

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的（一部抜粋）

### (c) 共生社会の形成に向けて

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日）の中で、「共生社会」と学校教育に関して、次のように述べています。

<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)>

学校教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進についての基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

### (d) 共生社会をみんなで作るために

#### 共生社会の施策

##### ○子供や若者を「育てる」政策

子供・若者育成支援 子供の貧困対策  
インターネット利用環境整備 青年国際交流

##### ○誰もが暮らしやすい社会を「創る」政策

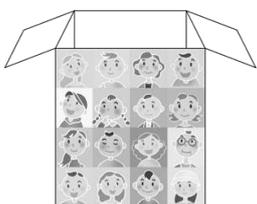
障害者施策 アルコール健康障害対策 高齢社会対策 日系定住外国人施策  
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進

##### ○交通事故や薬物乱用を「防ぐ」

交通安全対策 薬物乱用対策

「障害者施策」における障害者週間の意識啓発資料に次のように書かれています。

#### うれしいカタチ



私たちの周りには、たくさんの製品・施設・サービスがあります。でも、それらは、本当に誰にとっても便利で、使いやすいものでしょうか。「誰かの不便」を「みんなの使いやすさ」に変えていきたい…。

共生社会は、そんな気持ちからスタートします。

私たちの生活の中に「身体的な特性や障害に関わりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」を広めたい。

みんなにとっての「うれしいキモチ」をもって、みんなにとっての「うれしいカタチ」を考えてみませんか。

#### うれしいキモチ



参考：障害者施策「共生社会をみんなで作るために」(<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>)

**自分たちにできるところから、一緒に始めましょう！！**